

【個人住民税】

◆年金所得の求め方

年齢	公的年金等の収入金額		公的年金等に係る雑所得		
			公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	40万円以下		0円	0円	0円
	40万円超	50万円以下			収入金額 -400,000円
	50万円超	60万円以下	収入金額 -500,000円		
	60万円超	130万円以下		収入金額 -600,000円	
	130万円超	410万円以下	収入金額×0.75 -275,000円	収入金額×0.75 -175,000円	収入金額×0.75 -75,000円
	410万円超	770万円以下	収入金額×0.85 -685,000円	収入金額×0.85 -585,000円	収入金額×0.85 -485,000円
	770万円超	1,000万円以下	収入金額×0.95 -1,455,000円	収入金額×0.95 -1,355,000円	収入金額×0.95 -1,255,000円
		1,000万円以上	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円
65歳以上	90万円以下		0円	0円	0円
	90万円超	100万円以下			収入金額 -900,000円
	100万円超	110万円以下	収入金額 -1,000,000円		
	110万円超	330万円以下		収入金額 -1,100,000円	
	330万円超	410万円以下	収入金額×0.75 -275,000円	収入金額×0.75 -175,000円	収入金額×0.75 -75,000円
	410万円超	770万円以下	収入金額×0.85 -685,000円	収入金額×0.85 -585,000円	収入金額×0.85 -485,000円
	770万円超	1,000万円以下	収入金額×0.95 -1,455,000円	収入金額×0.95 -1,355,000円	収入金額×0.95 -1,255,000円
		1,000万円以上	収入金額 -1,955,000円	収入金額 -1,855,000円	収入金額 -1,755,000円

※ 年齢は、その年の12月31日現在で判定します。令和4年分の所得を求める場合は、昭和33年1月1日以前に生まれた人が65歳以上となります。

※ 年金の所得は、「雑所得」という所得の種類となります。

※ 給与収入と公的年金等の収入の両方がある場合、所得金額調整控除の措置があります。

◆所得金額調整控除

給与収入と公的年金等の収入の両方がある場合の所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、かつ、それらの合計金額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式により計算された金額を控除します。

$$\begin{aligned} \text{所得金額調整控除} &= \text{給与所得控除後の金額（上限10万円）} \\ &+ \text{公的年金等に係る雑所得の金額（上限10万円）} - 10\text{万円} \end{aligned}$$

〈計算例〉65歳以上で給与収入が400万円、年金収入が115万円の場合

給与所得控除額：400万円×20%+44万円 = 124万円

公的年金等雑所得控除額：110万円

（所得金額調整控除前）

給与所得控除後の金額：400万円－124万円 = 276万円 > 10万円

公的年金等雑所得控除後の金額：115万円－110万円 = 5万円 < 10万円

所得金額調整控除額：10万円（給）+5万円（年）－10万円 = 5万円

⇒給与所得金額：400万円－124万円－5万円 = 271万円

公的年金等雑所得金額：115万円－110万円 = 5万円

合計所得金額：271万円+5万円 = 276万円

◆公的年金からの特別徴収制度

平成21年10月から、住民税の公的年金からの特別徴収（以下「年金特徴」という。）制度が導入されました。これにより、年金の支払いを行う日本年金機構などが年金から住民税を差し引いて直接市役所へ納めるようになりました。対象となる納税義務者が納税のために市役所や金融機関などへ出向く必要がなくなり、納税の負担が軽減されます。

対象…4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者。ただし、介護保険料の特別徴収の対象とならない人、当該年度の住民税特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える人などは対象となりません。

徴収月…4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金支給月ごとに特別徴収されます。なお、初めて年金特徴の対象となる人や前年中に年金特徴が中止された人については、4月、6月、8月の上半期は普通徴収(1期、2期)での納付となり、10月分から年金特徴が開始されます。

公的年金以外の所得がある場合…年金特徴される額は、公的年金から計算した税額のみとなります。農業や不動産、給与など、公的年金以外の所得に係る税額は、これまでどおり、普通徴収や給与からの特別徴収となります。

その他…年金特徴税額は、普通徴収や給与からの特別徴収を選択することはできません。また、金融機関での口座振替を選択することもできません。ただし、65歳未満で給与所得がある人は、給与からの特別徴収をすることができます。

Q & A （よくあるご質問にお答えします）

【年金特徴と仮特別徴収について】

Q 納税通知書には、「年金から徴収」と「この納付書で納付」の2つに金額が入っています。二重払いではないですか。また、年金からの仮特別徴収とはどんなものですか。

A 4月1日現在65歳以上で公的年金収入のある人は、年金からの特別徴収（天引き）になります。二重払いではなく、年金から天引きされる額は、年金所得（雑所得）から計算された税額のみで、その他の所得（給与所得、営業所得、不動産所得など）は、納付書又は口座振替により納付をしていただきます。なお、年金の特別徴収初年度の方、及び前年中に年金特徴がなんらかの理由で停止になった人は、年税額の2分の1は普通徴収（1期及び2期）、残りは10月以降の年金支給額から特別徴収が行われます。

年金からの仮特別徴収は、前年度の公的年金などに係る年税額に6分の1を乗じた額が4月、6月、8月の3回でそれぞれ天引きされるものです。残りの年税額は、年金からの特別徴収として10月、12月、2月の3回に分けて天引きされます。

